

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 目次

### 告示

保安林の指定の解除(四七三・森林整備課)  
 大規模小売店舗の新設に關し聴取した意見の概要(四七四・商工業振興課)  
 都市計画の変更予定及び都市計画の縦覧(四七五・四七七・都市計画課)  
 道路の供用開始(四七八・道路環境課)  
 道路区域の変更(四七九・道路環境課)  
 道路区域の変更及び供用開始(四八〇・道路環境課)

### 告示

秋田県告示第四百七十三号  
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、  
 次の森林について保安林の指定を解除する。  
 平成十四年七月五日

秋田県知事 寺田典城

森 林 の 所 在 場 所		全 面 積		保 安 林 面 積	保 安 林 解 除	指 定 の 目 的	解 除 の 理 由	
郡 市	大 字	字	地 番	(平方メートル)	(ヘクタール)	(ヘクタール)	(ヘクタール)	
秋田市	新屋町	新町後	二八〇の二	四、六五六	〇・四六五六	〇・四六五六	飛砂の防備	指定理由の消滅
			二八〇の一 一六	五	五	五		

(関係図面は、省略し、農林水産部森林整備課及び秋田総合農林事務所並びに秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第四百七十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の新設に關して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告

し、関係書類を縦覧に供する。

平成十四年七月五日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

秋田県知事 寺田典城

スーパードラッグアサヒ秋田広面店  
 秋田市広面字近藤堰越四十四番地の一外  
 二 秋田市長の意見

二 廃棄物の保管等について

(一) 生ゴミが発生した場合には、必要に応じ適正な温度管理の実施等、防臭・除臭に努めること。

(二) 店舗内の関係者及び関連事業者に廃棄物などの運搬や処理が適正に行われるよう徹底すること。

三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要  
 意見書の提出は無し

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

秋田市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間

平成十四年七月五日から同年八月五日まで

秋田県告示第四百七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十四年七月五日

秋田県知事 寺田典城

一 都市計画の種類

公園

二 都市計画の案の名称

男鹿都市計画公園（六・五・一号男鹿総合運動公園）の変更

三 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分 男鹿市船川港比詰字大沢田

四 都市計画の案の縦覧場所

(一) 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

(二) 秋田市山王四丁目一番二号 秋田建設事務所用地課

(三) 男鹿市船川港船川字泉台六十六番一号 男鹿市産業建設部都市下水道課

五 都市計画の案の縦覧期間 平成十四年七月六日から同月十九日まで

秋田県告示第四百七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十四年七月五日

秋田県知事 寺田典城

一 都市計画の種類

道路

二 都市計画の案の名称

男鹿都市計画道路（三・四・五号羽立田中線）の変更

三 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分 男鹿市船川港比詰字大沢田、字神明堂脇、字大巻及び金川字上小友、字下小友

削除する部分 男鹿市船川港比詰字鶴巻

四 都市計画の案の縦覧場所

(一) 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

(二) 秋田市山王四丁目一番二号 秋田建設事務所用地課

(三) 男鹿市船川港船川字泉台六十六番一号 男鹿市産業建設部都市下水道課

五 都市計画の案の縦覧期間 平成十四年七月六日から同月十九日まで

秋田県告示第四百七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十四年七月五日

秋田県知事 寺田典城

一 都市計画の種類

道路

二 都市計画の案の名称

二 都市計画の案の名称

二 都市計画の案の名称

秋田都市計画道路(三・四・十二号御所野追分線及び三・四・十六号秋田港北線)の変更

三 都市計画を変更する土地の区域

- (一) 三・四・十二号御所野追分線  
変更する部分 秋田市下新城中野字琵琶沼
- (二) 三・四・十六号秋田港北線  
追加する部分 秋田市飯島字古道下川端、字堀川及び下新城中野字街道端西

変更する部分 秋田市土崎港相染町字大浜、字浜ナシ山及び飯島字古道下川端  
削除する部分 秋田市飯島字古道下川端

四 都市計画の案の縦覧場所

- (一) 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課
  - (二) 秋田市山王四丁目一番二号 秋田建設事務所用地課
  - (三) 秋田市山王一丁目一番一号 秋田市都市開発部都市計画課
- 五 都市計画の案の縦覧期間 平成十四年七月六日から同月十九日まで

秋田県告示第四百七十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始します。  
平成十四年七月五日

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
県道	新	旧	檜淵横渡線	由利郡東由利町蔵字坊主ヶ沢一七三番三地先から四番一地先まで	A で	一五・〇〇〇〃三三・五〇	〇・一〇五
			檜淵横渡線	"		一五・〇〇〇〃三三・五〇	〇・一〇五

この表において、「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十四年七月五日から同月十八日まで

一 道路の供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区	間
県道	横手東由利線	横手市赤坂字仁坂一〇八番七地先から一一番六地先まで	

二 供用開始の期日 平成十四年七月五日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十四年七月五日から同月十八日まで

秋田県告示第四百七十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
平成十四年七月五日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第四百八十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成十四年七月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別		路 線 名	区 区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
県 道	秋田昭和解	秋田昭和解	秋田昭和解	秋田市濁川字後田九一番一地先から秋田市外旭川字大堤七六八番地先まで	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)	
	秋田昭和解	秋田昭和解	秋田昭和解	〃	三六・〇〇〇～二五・〇〇〇	〇・三四八	
	秋田昭和解	秋田昭和解	秋田昭和解	〃	三六・〇〇〇～二五・〇〇〇	〇・三四八	

- 二 供用開始の期日 平成十四年七月五日
- 三 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
  - (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
  - 期間 平成十四年七月五日から同月十八日まで

秋田県告示第四百八十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十年十月三十日付け指令鹿土 九百二十三 二で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十四年七月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
  - 鹿角市花輪字下花輪八十二番地
  - 株式会社大里恒三商店 代表取締役 大里 恒夫
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
  - 鹿角市花輪字小深田二百五十一番、二百五十四番、二百五十六番、二百五十七番
  - 一、二百七十八番一、三百五十番

秋田県告示第四百八十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十四年四月十七日付け指令北建 二百七十二で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十四年七月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
  - 大館市根下戸新町七番二十二号
  - あきた北農業協同組合 代表理事組合長 虻川 景一
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
  - 大館市字大田面二百七十二番一、二百七十三番一、二百七十四番一、二百七十四番二、二百七十四番三及び二百七十五番一

秋田県告示第四百八十三号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第一項の規定により、次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功認可をしたので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成十四年七月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 埋立工事しゅん功認可の日 平成十四年六月二十八日
- 二 埋立免許を受けた者の名称、住所及び代表者の氏名
  - 名称 琴丘町
  - 住所 山本郡琴丘町鹿渡字東二本柳二十九番地三
  - (三)(二)(一) 代表者の氏名 琴丘町長 工藤 正 吉
- 三 埋立免許を受けた場所及び面積
  - (二)(一) 場所 山本郡琴丘町鹿渡字北牛淵六十番及び六十一番
  - 面積 百七十四・九一平方メートル
- 四 埋立免許の日及び番号 平成十四年三月二十七日 指令山建 二千五百十一
- 五 公有水面埋立法第二十二条第三項の市町村名 琴丘町

秋田県告示第四百八十四号  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十四年三月二十七日付け指令由建 四千二百六十五で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
 平成十四年七月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

秋田市保戸野千代田町二番四十三

三光不動産株式会社

代表取締役 岩本 竜大

二 開発区域に含まれる地域の名称

本荘市出戸町字東梵天三十四番二、三十五番七、三十六番二、三十七番二、五十七番、五十八番及び五十九番

秋田県告示第四百八十五号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の医療機関を救急病院に認定したので、同令第二条第一項の規定に基づき、告示する。  
 平成十四年七月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	所 在 地	認定の有効期限
秋田社会保険病院	能代市緑町五番二十二号	平成十七年六月二十九日

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から次のとおり役員の変更及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。  
 平成十四年七月五日

一 河辺郡下黒瀬土地改良区

秋田県知事 寺 田 典 城

(一) 退任理事の住所及び氏名

河辺郡雄和町下黒瀬字白根沢二百九十四番地

字湯野目百七十三番地

字町屋敷九十三番地の二

百十九番地

二百番地

二百十三番地

字湯野目二百二十一番地

百六十三番地の三

秋田市下浜榎田字上野百三十三番地

就任理事の住所及び氏名

河辺郡雄和町下黒瀬字白根沢二百九十四番地

字町屋敷百十九番地

九十三番地の二

二百十三番地

字湯野目百六十三番地の三

二百二十一番地

秋田市下浜榎田字上野百三十三番地

秋田市上北手猿田土地改良区

就任理事の住所及び氏名

秋田市上北手大山田字豊口百二十二番地

鎌 田 悦 雄

今 池 一 二

鈴 木 恒 宣

阿 部 八 十 一

小 助 川 竹 由

伊 藤 恒 宣

阿 部 八 十 一

今 池 一 二

鈴 木 恒 宣

阿 部 八 十 一

小 助 川 竹 由

伊 藤 恒 宣

長 谷 川 久 昭

阿 部 三 男

阿 部 三 男

阿 部 三 男

阿 部 三 男

阿 部 三 男

阿 部 三 男

阿 部 三 男

秋田県知事 寺 田 典 城

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定により、公告する。  
 平成十四年七月五日

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

胸部撮影検診車 一台

秋田県知事 寺 田 典 城

- (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限  
平成十五年三月二十四日(月)
- (四) 納入場所  
県が指定する場所
- 二 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (一)(二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
  - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
  - 秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)
  - (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年七月五日(金)から同年八月十九日(月)までの期間、随時交付する。
  - (三) 入札及び開札の日時及び場所  
平成十四年八月二十三日(金)午後一時三十分 秋田県庁地下一階管財課入札室
  - (四) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所  
平成十四年八月二十三日(金)午後一時二十五分 (一)に掲げる場所
  - (五) 入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 四 その他
  - (一) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (二) 入札保証金及び契約保証金
    - (1) 入札保証金  
入札者は、見積もった金額の百分の五以上の金額を開札までに納付しなければならない。ただし、秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下

- (2) 「規則」という。) 第六十条第二項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。
- (2) 契約保証金  
落札者は、契約金額の百分の十以上の金額を契約締結までに納付しなければならない。ただし、規則第七十七条第二項第一号に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。
- (3) 入札保証金の納付を免除される者  
次のア又はイの書類を平成十四年八月二十日(火)午後三時までに(一)に掲げる場所に提出し、審査の結果、免除が適当と認められた者とする。  
なお、提出書類について説明を求められた場合は、提出者の負担において完全な説明をしなければならない。  
ア 過去二年の間に、国又は地方公共団体と当該調達物品又はそれに相当するものの契約を履行したことを証する書類(契約書、支払通知書の写し等(二件以上))及び仕様書の中で要求されている事項の履行能力を証する書類  
イ 県を被保険者とする入札保証保険契約証書
- (4) 契約保証金の納付を免除される者
- (3) アの書類を審査した結果、免除が適当と認められた者又は県を被保険者とする履行保証保険契約証書を契約締結までに提出し、免除が適当と認められた者とする。
- (三) 提出書類等  
入札に参加する者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
- (四) 入札の無効  
規則第六十六条に規定するところによる。
- (五) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (七)(六) 契約書作成の要否 要  
その他  
詳細は、入札説明書による。
- 五 概要  
Summary  
1 Nature and quantity of item to be purchased : X-Ray van for mass chest examination 1 vehicle

2 Time-limit of tender : 1:30 P.M. 23 August, 2002  
 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL018-860-2738

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定により、公告する。  
 平成十四年七月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
  - (一) 購入物品名及び数量  
自動視力計 一式
  - (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
  - (三) 納入期限  
平成十四年九月三十日(月)
  - (四) 納入場所  
県指定場所
- 二 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。  
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。  
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
  - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
  - (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)  
入札説明書及び仕様書の交付方法
  - (三) 秋田県の休日を含め、平成十四年七月五日(金)から同月十六日(火)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所  
平成十四年七月十九日(金)午前十一時  
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金  
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百

六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- (二) 入札の無効  
規則第六十六条に規定するところによる。
  - (三) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
  - (四) 提出書類等  
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
  - (五) その他  
詳細は、入札説明書による。
- 次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定により、公告する。  
 平成十四年七月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
  - (一) 購入物品名及び数量  
筋力トレーニング機器 一式
  - (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
  - (三) 納入期限  
平成十四年八月三十日(金)
  - (四) 納入場所  
県指定場所
- 二 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。

- (一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (三) 契約条項を示す場所等
- (四) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (五) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- (六) 入札説明書及び仕様書の交付方法
- (七) 秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年七月五日(金)から同月十六日(火)までの期間、随時交付する。
- (八) 入札執行の日時及び場所
- (九) 平成十四年七月十九日(金)午前十一時三十分
- (十) 秋田県庁地下一階管財課入札室
- (十一) 入札保証金
- (十二) 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。
- (十三) その他
- (十四) 入札の方法
- (十五) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (十六) 入札の無効
- (十七) 規則第六十六條に規定するところによる。
- (十八) 落札者の決定方法
- (十九) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とす
- (二十) る。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (二十一) 提出書類等
- (二十二) 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
- (二十三) その他
- (二十四) 詳細は、入札説明書による。

正 誤

ページ 段 行

誤

正

平成十四年六月七日(第千三百七十四号)掲載の秋田県公告(特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定)

(印刷誤り)

五	下	終わりか	二億七千六百六十二万八千	二億七千七百六十二万八千
		ら一六	四百円	百円

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

印 刷 所

印 刷 者

購 読 料 金 一 月 三 千 五 百 円

秋田市山王七丁目五番二十九号  
 株式会社 松原印刷社  
 電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五  
 E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
 秋田市山王七丁目五番二十九号  
 松原印刷社

